

長崎市利用者負担額【保育料】

【 】内はひとり親世帯、世帯員に障害者がいる世帯

階層		区 分	3号		1号・2号
1号認定	2・3号認定		保育標準時間	保育短時間	
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円 (副食費も 免除)
B	B	市民税非課税世帯			
	C	非課税	16,000円 【7,500円】	14,400円 【6,700円】	
D1	D1	48,600円未満	24,000円 【9,000円】	21,600円 【8,100円】	0円 (副食費は実費負担) ※ 第3子以降は免除 (数え方は裏面参照)
		77,101円未満			
		97,000円未満	24,000円	21,600円	
D2	D2	169,000円未満	37,000円	33,300円	
D3	D3	301,000円未満	47,000円	42,300円	
D4	D4	397,000円未満	51,000円	45,900円	
D5	D5	397,000円以上	58,000円	52,200円	

(注1) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、**年度末までは3号認定の保育料**となります。

(注2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税（寄付金）控除などの**税額控除（調整控除除く）前の税額**となります。

(注3) 利用者負担額【保育料】は、主に父と母（場合によっては、祖父又は祖母）の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

多子世帯の負担軽減措置

次の条件に当てはまる場合は、保育料を半額もしくは0円とします。

- ・ **小学校就学前の範囲**において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。ただし、**市民税所得割課税額97,000円未満（D1階層以下）の世帯は、同一世帯の最年長の子ども（概ね満18歳までの子ども）**から数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。
- ・ **ひとり親世帯等の市民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、同一世帯の最年長の子ども（概ね満18歳までの子ども）**から数えて、**2人目以降は0円**とします。

(5) 副食費(おかず・おやつ代)の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まり、保育料については無償化されましたが、これまで保育料に含まれていた副食費(おかず・おやつ代)は、実費を各施設に支払うこととなります。(世帯状況により免除される場合があります。「イ副食費の免除」参照)

なお、3号認定の子どもについては、従来どおり給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

ア 支払い先

各施設(金額についても各施設が設定します)

イ 副食費の免除

①年収360万円未満相当(市民税所得割課税額77,101円未満)世帯の全ての子ども

②第3子以降(2号認定については、小学校就学前から数える。)

※ただし、年収470万円未満相当(市民税所得割課税額97,000円未満)世帯については、年齢制限を撤廃し、最年長の子どもから数えます。年収は推定のため、世帯の状況により異なります。

副食費免除対象者確認表

階層		区 分	1号認定			2号認定		
1号認定	2号認定		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	A		生活保護世帯	免除			免除	
B	B	市民税非課税世帯						
	C	非課税						
			48,600円未満					
		77,101円未満						
D1	D1	市民税所得割課税額	実費負担 (施設ごとに異なります)	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)	実費負担 (施設ごとに異なります)	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)		
D2	D2			169,000円未満		免除 (小学校3年生までの範囲で子の数を数える)	免除 (小学校就学前までの範囲で子の数を数える)	
D3	D3			301,000円未満				
D4	D4			397,000円未満				
D5	D5			397,000円以上				